

プレスクール実施マニュアル

2009(平成 21)年 10 月

プレスクール実施マニュアル検討会議



はじめに

愛知県では、公立小学校入学直前の日本語が理解できない外国人の子どもが、入学した公立小学校で戸惑うことなく、学校生活に早期に適応できることを目指し、簡単な日本語や学校の習慣などを教えるプレスクール事業を、2006(平成18)年度よりモデル的に実施してまいりました。

日本人の親は、わが子の小学校入学を前にして、自分の持ち物がわかるように、名前を読んだり書いたりできるように教え、学校の楽しい行事などを話し、小学校に適応できるように準備をします。しかし、外国人の親の中には、日本語や日本の学校の制度などがわからないために、教えることができない人もいます。実際に、こうした外国人の子どもの中には、日本の小学校に入学したものの、うまく適応できずに不登校になってしまう事例もありました。

確かな実施効果については、長期の調査や比較などが必要であり、モデル実施の中ではその測定は難しいのですが、実施した保育園や入学した小学校から、プレスクールに参加して子どもが落ち着いて話を聞くようになったとか、プレスクールを受けていない前年の入学児童と比べ大変指導しやすいなどの効果をご報告いただいております。

手探りの中で始めたこの事業は、プレスクール講師の方々、モデル実施を引き受けてくださった豊橋市、半田市、小牧市、知立市の多文化共生担当・学校教育担当・保育担当部署など関係者の皆様、幼稚園など会場を提供いただいた皆様、講師の研修や相談にあたってくださった皆様など多くの関係者の皆様方からご協力をたまわり、実施することが出来ましたことを感謝申し上げます。

今回、ここにプレスクール実施マニュアル検討会議委員の皆様のご協力と日本語教育など関係分野のご専門の先生方からの多大なご理解とご支援をたまわり、「プレスクール実施マニュアル」として、まとめることができました。

このマニュアルは、市町村の皆様がプレスクール等を実施する際の参考として利用していただき、早期に取り組んでいただけるように作成いたしました。また、外国人の子どもの日本語指導等にあたる方々の手引書としても利用していただけるものと考えております。この地域の未来を担う外国人の子どもたちが健やかに成長できますよう、取組をよろしく願いいたします。

2009(平成21)年10月

愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室長

目 次

このマニュアルを活用いただく方々へ

序章 プレスクールの必要性と愛知県のプレスクール事業	1
1 就学前の外国人の子どもの現状とプレスクールの必要性	
(松本一子先生)	1
(1) 愛知県における外国人の子どもの増加とその背景	1
(2) 保護者の状況	2
(3) 就学前の外国人の子どもの生活環境と保育環境	3
(4) 就学後の外国人児童生徒の状況	3
(5) プレスクールの必要性	4
2 愛知県のプレスクール事業の経緯と成果	4
第1章 プレスクール事業を企画・運営する際のポイント(Q&A)	9
Q1 どのような組織がプレスクール事業の実施主体となりますか?	10
Q2 どのような子どもがプレスクールの対象となりますか?	12
Q2-2 外国人児童生徒でも日本語が普通に話せるのでプレススクールは必要ないので は?	12-2
Q2-3 日本人児童と一緒に教えてはいけいないのでしょうか?	12-2
Q2-4 プレススクールとは、ひらがなを書けるようにすることなのでしょうか?	12-3
Q3 どのような施設がプレススクールの実施会場になりますか?	13
Q4 プレススクールの開催期間はどのくらいの期間が適当ですか?	14
Q5 プレススクールを運営するためには、どのようなスタッフが必要ですか?	15
Q5-2 教える人は、プレススクール参加者の母語が堪能なバイリンガルでなければなら ないでしょうか。また、日本語指導のトレーニングを受けた人でなければなら ないでしょうか?	15-2
Q6 どのようにプレススクールのPRや参加者の募集をしたらよいですか?	16
Q7 効果的な運営のためにどのような事前準備が必要ですか?	17
Q8 プレススクールの運営のためにはどのような備品等が必要ですか?	17
Q9 次なるプレススクールのステップアップを図るために、どのようなことをすると よいですか?	18
※Q2-2、Q2-3、Q2-4は2010年(平成22年)8月に追加	
第2章 就学前の外国人の子どもへの学校生活指導・日本語指導の進め方	19
1 プレススクールでの「指導」の留意点(岡田安代先生)	19
(1) 子どもにとっての母語の意味	19
(2) 母語消失の危険性	19

(3) 言葉のしつけ（言語教育のルール）	20
(4) 言語能力を伸ばす環境の整備	20
(5) 文字の指導	21
(6) 沈黙期の存在	21
2 プレスクールの組み立て	22
3 情報収集	23
(1) プレスクールの案内を作成しましょう。	23
(2) プレスクール申込書と保護者への調査票を作成しましょう。	25
(3) 幼稚園・保育園、外国人向け託児所関係者から子どもの様子を聞きましょう。	27
(4) 子どもへの語彙調査をしましょう。	30
4 指導計画を作成しましょう。	31
(1) 指導対象の外国人の子ども状況別指導内容	31
(2) クラス編成	32
(3) 活動時間と活動計画	34
5 プレスクールのカリキュラム	38
(1) 学校生活指導カリキュラム	38
※47 ページの一部を2010年（平成22年）8月に修正	
(2) 読み書きの指導カリキュラム	48
(3) 基礎的な算数の概念・数指導のカリキュラム	50
6 保護者や関係者との情報共有を図りましょう。	52
(1) 活動記録	52
(2) 保護者との連携	53
7 外国人の子どもと特別支援	55
(1) 外国人の子どもを取り巻く課題	55
(2) 特別支援が必要な外国人の子どもとプレスクールの活動	56
(3) 行動面に課題のある外国人の子どもとプレスクールの活動	56
(4) 相談機関	58

第3章 プレスクールに関する理解を深めるために **61**

1 子どもの言語・コミュニケーションの発達（飯高京子先生）	61
(1) はじめに	61
(2) ことばの発達のみちすじ	61
(3) 認知発達とことば	65
(4) まとめ	67
2 子どもの第2言語習得と家庭（中島和子先生）	68
(1) 外国にルーツを持つ子どもの2つの言語	68
(2) 大事なことばの使い分け	68

(3) 言語をどのように習得するか	69
(4) 基礎となる母語の力	70
(5) 親や教師が気を付けること	71
(6) 異文化で育つということ	71
3 多文化共生と外国人の子ども (佐藤郡衛先生)	72
(1) 多文化共生とは	72
(2) 多文化共生を実現するには	72
(3) 子どもたちにどのような力を育てるか	73

資料集 **75**

1 情報収集	78
2 語彙調査	84
3 おすすめ！教材・活動集	133
(1) 活動のヒント (日本語)	133
(2) 活動のヒント (ポルトガル語)	148
(3) 活動例	163
4 参考資料	195

プレスクール実施マニュアル検討会議について **197**

1 プレスクール実施マニュアル検討会議開催要領	198
2 プレスクール実施マニュアル検討会議委員等名簿	199
3 検討経過	200

付録 CD (「プレスクール実施マニュアル」素材集) 収録電子データ

- ・ 2-3 (2) 「保護者への調査票」
- ・ 2-3 (3) 「幼保託児所関係者への調査票」
- ・ 資料集1 「保護者への調査票 (ポルトガル語)」
- ・ 資料集1 「託児所関係者への調査票 (ポルトガル語)」
- ・ 資料集2 「語彙調査チェック表」
- ・ 資料集2 「絵カード (日本語)」
- ・ 資料集2 「絵カード (ポルトガル語)」
- ・ 資料集2 「語彙調査正誤表」
- ・ 資料集3 活動例10・11 「ひらがなカード」
- ・ 資料集3 活動例14 「しりとりカード」
- ・ 資料集3 活動例16 「もちものシート」

このマニュアルを活用いただく方々へ

このマニュアルは、プレスクールの普及に向け、外国人の子どもが暮らす地域の行政関係者をはじめ、外国人園児にかかわる幼稚園・保育園の各関係者、外国人の子どもが入学予定の小学校関係者、外国人の子どもの支援にたずさわるボランティアの皆さまに活用していただくことを目的に作成しました。

愛知県がモデル的に実践した「公立学校早期適応プログラム（プレスクール事業）」（以下、「愛知県モデル事業」と記す）の関係者とプレスクール講師、すでにプレスクールを実践する関係者などが「プレスクール実施マニュアル検討会議委員」となり、愛知県モデル事業の実践や経験からの学びをもとに、プレスクール事業を実践する過程で直面するだろう課題への解決方法やヒントを総合的にまとめました。

とりわけ、このマニュアルは、想定される活用者の立場となり、活用しやすさを追求して構成したことが特徴です。

●○このマニュアルの構成とその特徴●

	想定される活用者	特 徴
序章	・プレスクールの意義を知りたい方 ・愛知県モデル事業を知りたい方	外国人住民の現状と愛知県モデル事業について簡単に解説しています。
第1章	・プレスクール事業を立案される方 （市町村のプレスクール事業の企画・運営の担当者）	プレスクールを事業化する際のポイントを「Q&A 方式」でまとめています。
第2章	・外国人の子どもの指導にかかわる方	プレスクールの組み立て方・外国人の子どもへの指導の進め方や日本語指導の配慮点についてまとめています。
第3章	・プレスクール事業にたずさわるすべての方 （外国人の子どもにかかわるすべての関係者）	外国人の子どもにかかわる関係者にとって重要なテーマである、子どもの発達、第二言語習得、多文化共生理解について、各専門家からのレクチャーです。
資料集	・外国人の子どもの指導にかかわる方	実際のプレスクールにおける活動例や活動の際のヒントなどをまとめています。

愛知県に暮らす外国人の子どもの文化的・言語的な背景をはじめ、子どもが置かれた生活環境は、とても多様化しています。現状に即したマニュアル作成をめざし、プ

レスクール実施マニュアル検討会議では、公立学校に就学する前の子どもに関連する用語について、次のように定義しました。

○●このマニュアルで使用する、用語の解説○

用語	説明
外国人	「外国人」という用語は、一般的には外国籍の方を表す用語ですが、帰化して日本国籍を取得した方や国際結婚した夫婦の子どもなど、外国籍の子どもと同様に課題を抱えている子どももいることから、そのような子どもも視野に入れて「外国人」という用語を使用しています。
プレスクール	学校教育法第 1 条による公立学校の入学予定者のうち、新 1 年生年齢の外国人の子どもを対象として、文化や言語の多様性を前提としながら年齢相応の認知発達の支援を図り、初期の日本語指導及び学校生活指導を行うこと。 ※「学校生活指導」とは、日本の学校生活に適應できるようにする指導を示します。
幼稚園	学校教育法による第 1 条による幼稚園。
保育園	児童福祉法の第 35 条第 4 項により認可を受けた、同法第 39 条の保育所。
託児所	児童福祉法第 35 条の認可を受けず、乳幼児の預かりを行う施設。 ※外国人コミュニティ内にある専ら外国人の乳幼児の預かりを行う施設については、外国人向け託児所と表記します。
不就園	幼稚園、保育園、託児所のいずれにも通っていないこと。

多くの方々のご助力とご協力によって、このマニュアルは完成しました。このマニュアル作成中に会った、外国人の子どもにたずさわる幼稚園や保育園の先生をはじめ、小学校の先生、通訳や相談員として活躍する先生、地域に暮らす子どもの教育にたずさわる方々の献身的なご努力に感謝申し上げます。

短期間でのマニュアル作成でしたが、私たちプレスクール実施マニュアル検討会議委員は、外国人の子どもたちが安心して就学できる地域になることを願い、心を込めて作成しました。

このマニュアルが、外国人の子どもの学びや成長していく上で、少しでもその一助となることを願っています。

プレスクール実施マニュアル検討会議委員一同

